

社会福祉法人仙台市社会福祉協議会広告掲載要綱

(目的)

第1条 この要綱は、仙台市社会福祉協議会（以下「本会」という）の広報紙（以下「本会広報紙」という。）及びWEBページ（以下「本会WEBページ」という）を広告媒体として活用し、民間企業等の広告を掲載することに関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 本会広報紙とは、本会が発行する「社協だより」等の広報紙をいう。
- (2) 本会WEBページとは、公式ホームページ（<http://www.shakyo-sendai.or.jp>）及び本会が管理するWEBページのことをいう。
- (3) バナー広告とは、本会WEBページ内に表示される広告画像で、広告主の指定するWEBページにリンクするものをいう。

(広告媒体)

第3条 広告を掲載する広報媒体は、次のとおりとする。

- (1) 本会広報紙
- (2) 本会WEBページ

(規制業種又は事業者)

第4条 次の各号に定める業種又は事業を営む者の広告は掲載しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年7月10日法律第122号)で、風俗営業と規定される業種
- (2) 風俗営業類似の業種
- (3) 消費者金融
- (4) ギャンブルにかかるもの
- (5) 規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種や事業者
- (6) 法律の定めのない医療類似行為を行う施設
- (7) 民事再生法及び会社更生法による再生・更生手続き中の事業者
- (8) 各種法令に違反しているもの

(掲載基準)

第5条 次の各号に定めるものは、広告媒体に掲載しない。

(1) 次のいずれかに該当するもの

- ア 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- イ 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- ウ 政治性及び宗教性のあるもの
- エ 人権侵害、差別、名誉毀損のおそれがあるもの
- オ 法律で禁止されている商品、無認可商品及び粗悪品などの不適切な商品又はサービスを提供するもの
- カ 他をひぼう、中傷又は排斥するもの
- キ 本会の広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの
- ク 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- ケ 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与える恐おそれのあるもの
- コ 社会的に不適切なもの
- サ 国内世論が大きく分かれているもの
- シ 社会問題等についての主義主張
- ス 著しく営利性を帯びたもの
- セ その他福祉広告媒体に掲載する広告として不適当と事務局長が認めるもの

(2) 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切なものでないとして、次のいずれかに該当するもの

- ア 誇大な表現（誇大広告）の禁止（根拠となる資料を要する。）
根拠のない表示や誤認を招くような表現
例：「世界一」「一番安い」等
- イ 射幸心を著しくあおる表現の禁止
例：「今が・これが最後のチャンス（今購入しないと次はないという意味）」等
- ウ 人材募集広告については労働基準法等関係法令を遵守していること
- エ 虚偽の内容を表示するもの
- オ 法令等で認められていない業種、商法、商品
- カ 国家資格等に基づかない者が行う療法等
- キ 責任の所在が明確でないもの
- ク 内容が不明確なものあるいは虚偽または誤認される恐れのあるもの
- ケ 本会が広告の商品やサービスなどを推奨、あるいは保証しているかのような表現のもの

(3) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの

- ア 水着姿及び裸体姿等で広告内容に無関係で必然性のないもの。ただし、出品作品の一例又は広告内容に関連する等、表示する必然性がある場合は、その都度適否を

検討するものとする

- イ 暴力や犯罪を肯定し助長するような表現
- ウ 残酷な描写など、善良な風俗に反するような表現
- エ 暴力又はわいせつ性を連想・想起させるもの
- オ ギャンブル等を肯定するもの
- カ 青少年の人体・精神・教育に有害なもの

(広告の規格)

第6条 広告の規格は、原則として次のとおりとする。

(1) 本会広報紙

サイズ 1 枠 縦 50 mm×横 85 mm

カラー フルカラー

掲載場所 中面又は最終面の最下段

入稿形式 完全版下入稿

(2) 本会 WEB ページ

サイズ 1 枠 縦 60 ピクセル×横 120 ピクセル

2 枠 縦 60 ピクセル×横 250 ピクセル

画像形式 GIF (透過不可)、JPEG、PNG

容量 1 枠 15KB 未満 2 枠 30 KB 未満

その他 画像のスライス不可、ロールオーバー、アニメ、FLASH 等の画像が変化
するものは不可

(広告の掲載ページ、位置及び枠数)

第7条 広告を掲載するページ、広告の位置及び枠数は事務局長が指定する。

(バナー広告の掲載期間)

第8条 バナー広告を掲載する期間は1か月単位、6か月単位及び12か月単位とする。

2 広告掲載の開始日及び終了日は別途事務局長が定める。

3 広告掲載希望者が望むときは、事務局長は複数月の申込み及び掲載を認めることができる。

(広告掲載希望者の募集)

第9条 広告掲載希望者の募集は、本会 WEB ページ及び本会の広報印刷物等で公募することとする。

2 募集は、広告枠を新たに設置したとき又は広告枠に空きが生じたときに行うことができるものとする。

3 事務局長は、公募を行うにあたって、広告主となり得る者及び広告会社に対し、広告掲載の案内をすることができるものとする。

(広告掲載の申込み)

第 10 条 広告掲載希望者は、広告掲載申込書(第 1 号様式)により、郵送、FAX 又は E メールで、事務局長が指定する期間内に申し込むこととする。

(広告掲載の決定)

第 11 条 事務局長は、第 4 条及び第 5 条の規定に基づき、広告掲載の可否を決定する。
2 事務局長は、広告掲載の可否を決定したときは、その結果並びに掲載内容及び条件等について広告掲載希望者に通知(第 2 号様式又は第 3 号様式)する。

(広告掲載内容の承諾)

第 12 条 広告掲載可の決定を受けた者(以下「広告主」という)は、事務局長が指定する期日までに、承諾書(第 4 号様式)を提出するものとする。

(広告原稿の製作及び提出)

第 13 条 広告主は、広告原稿を事務局長が指定する期日までに、指定する場所に提出するものとする。
2 広告原稿は、広告主の責任及び負担で製作するものとする。

(広告掲載料)

第 14 条 広告掲載料については、事務局長が別に定める。
2 広告主は、広告掲載料を事務局長の指定する期日までに、原則として一括前納するものとする。

(延滞利息)

第 15 条 広告主の責めに帰すべき理由により、前条の規定による広告掲載料の支払いが遅れた場合においては、本会は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年 3.1 パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを甲に請求することができる。ただし、その金額に 100 円未満の端数があるとき、又は、その金額が 100 円未満であるときは、その端数金額又はその金額を切り捨てるものとする。

(広告内容、デザイン等の審査及び協議)

第 16 条 広告の内容及びデザイン等については、本会広報紙及び本会 WEB ページの信用性及び信頼性等を損なうことのないよう、事務局長が審査を行うとともに、広告主と本

会が必ず協議することとする。

- 2 デザイン等広告表現に関する基準は、第5条に規定するものの他は、事務局長が別途定める。

(広告内容等の変更)

第17条 事務局長は、広告の内容、デザイン及びリンク先のWEBページ内容等が各種法令に違反している、あるいはそのおそれがある、又はこの要綱等に抵触していると判断したときは、広告主に対して広告の内容等の変更を求めることができる。

(広告掲載の取り消し)

第18条 事務局長は、次の各号に該当する場合には、広告主への催告その他何らかの手続きを要することなく、広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき
- (2) 指定する期日までに広告原稿の提出がないとき
- (3) 指定する期日までに承諾書の提出がないとき
- (4) 前条の規定による広告内容の変更を広告主が行わないとき
- (5) 広告主、広告の内容またはリンク先WEBページの内容等が、各種法令に違反している、あるいはそのおそれがあるとき、又はこの要綱等に抵触するものであるときで、前条の規定によっても解消できないとき
- (6) その他、本会広報紙又は本会WEBページへの広告掲載が適切でないと事務局長が判断したとき

(広告掲載の取り下げ)

第19条 広告主は自己の都合により、広告掲載を取り下げることができるものとする。

- 2 前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、広告主は掲載取止申出書(様式第5号)により事務局長に申し出なければならない。
- 3 第1項の規定により広告掲載を取り下げた場合は、納付済みの広告掲載料は返還しない。

(広告掲載料の返還)

第20条 広告主の責に帰さない理由により、広告の掲載を取り消したときは、納付済みの広告掲載料を当該広告主に返還する。

- 2 前項の規定により返還するバナー広告掲載料は、掲載を取り消した月以降の納付済月額の総額とする。
- 3 第1項の規定により還付する広告掲載料には利子を付さない。

(バナー広告掲載期間の延長)

第 21 条 バナー広告掲載期間内に、本会の都合で本会 WEB ページを閉鎖した場合は、閉鎖日数に応じて、掲載期間を延長する。ただし、閉鎖日数が 1 日未満の場合は、掲載期間の延長は行わない。

2 広告主の責に帰さない理由により、本会がバナー広告を掲載できなかったときは、掲載できなかった日数に応じて、掲載期間を延長する。

ただし、広告を掲載できなかった日数が 1 日未満の場合は、掲載期間の延長は行わない。

(広告主の責務)

第 22 条 広告主は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告の内容等に関する財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを、事務局長に対して保証するものとする。

3 第三者から、広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決することとする。

(損害賠償)

第 23 条 広告主は第 19 条の規定に基づき広告掲載が取り消された場合は、本会に対して損害の賠償を請求しないものとする。

(リンク先)

第 24 条 広告主は、バナー広告のリンク先を変更するときは、変更の 1 週間前までに本会の担当部署に連絡するものとする。

(裁判管轄)

第 25 条 この要綱に定める広告掲載に関する訴訟の提起等は、本会の所在地を管轄する裁判所に行うものとする。

(疑義等の決定)

第 26 条 この要綱に疑義があるとき、又はこの要綱に定めのない事項については、別途協議の上定めるものとする。

(その他)

第 27 条 この要綱に定めるもののほか、広告に関して必要な事項は事務局長が別に定める。

附 則 (平成 25 年・3 月)
(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 28 年 5 月改正)
(施行期日)

- 1 この改正要綱は、平成 28 年 5 月 1 日から施行する。